破産債権の特別調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１０１号
茨城県水戸市住吉町284番地の１
清算株式会社　株式会社シーズ
代表清算人　市毛　由之
１　決定年月日　令和７年10月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
水戸地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第９号
埼玉県深谷市岡部1866番地１
清算株式会社　株式会社ＴＫＤ
清算人　髙田美三雄
１　決定年月日　令和７年10月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所熊谷支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００５号
神奈川県藤沢市善行７丁目５番４―105号
清算株式会社　シビル株式会社
１　決定年月日　令和７年10月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第２号
滋賀県湖南市吉永355番地５
清算株式会社　株式会社ＯＤ整理会社
１　決定年月日　令和７年10月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第７号
徳島県徳島市銀座28番地
清算株式会社　株式会社銀座
１　決定年月日　令和７年10月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４６号
東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
清算株式会社　株式会社グローバル・メディカルラボ
代表清算人　山名　徳雄
１　決定年月日　令和７年10月23日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、換価代金その他清算株式会社の資産から必要な費用を控除した残額を弁済する。
２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務の免除をする。
３　本協定における弁済は、本件協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定に基づいて行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００５号
神戸市長田区長楽町６丁目２番28号
清算株式会社　株式会社ヒルトン製靴
代表清算人　水野　成雄
１　決定年月日　令和７年10月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の0.353％の金員（１円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。
以上
神戸地方裁判所第３民事部